

平成 27 年度予算編成方針

我が国の財政状況をみますと、平成 25 年度末には国及び地方を合わせた債務残高が 1,000 兆円を超える見込みであり、超高齢化社会の下で財政赤字の拡大を防止すべく、新規国債発行額の抑制等により、平成 32 年度にはプライマリーバランスの赤字解消を進めています。

国の平成 27 年度予算編成において「経済財政運営と改革の基本方針 2014」に基づく地方財政収支の仮試算が示されていますが、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。また、国は喫緊の課題として、「地方の創生と人口減少の克服」を掲げて、アベノミクスの成果を全国津々浦々まで波及させるとともに、各省庁の連携を強化し総合的に推進する中で、地方団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置を検討するとしています。今後は、消費税率等の引上げについての判断、経済情勢の推移、制度改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえて、地方財政の状況等に検討を加え、予算編成過程で調整されることとなっています。

次に、本市の財政状況については、平成 25 年度決算において健全化判断比率等は基準値内にあるものの、平成 28 年度から普通交付税の合併算定替の算定額が段階的に縮減され、一般財源の大幅な減少が予想されるなど、今後の財政運営は厳しさを増すものと見込まれます。そのため、今年度策定する第 2 次総合計画を着実に実現すべく、第 3 次行財政改革大綱及び定員適正化計画、財政健全化計画に基づき、「普通交付税の合併算定替期間終了後を見据えた柔軟かつ強固な財政運営の確立」（合併特例債及び合併算定替えの期限が終了する平成 33 年度の「予算規模の縮小」への対応）が最重要課題であります。この課題を全ての職員が認識した上で、平成 27 年度予算は、部・課別の要求基準を設け財源の確保を図りつつ、財政調整基金や合併特例債の活用による市役所庁舎や汚泥再生処理センター、統合小学校などの大型建設事業を着実に推進するとともに、第 2 次総合計画の施策を推進することとします。

つきましては、別添の「予算編成要領」を遵守のうえ、市民の視点に立って、行政サービスの効率化に向け不断の努力を行いながら、最小の経費で最大の効果が上がるような予算となるよう十分に心掛けて予算要求書を提出してください。

予 算 編 成 要 領

1 総括的事項

- (1) 第2次天草市総合計画を推進する各部門で7つの経営方針を定めて積極的に推進し、さらに行財政改革基本方針への取組みを実現していくための予算編成とする。
 - ① 創造性豊かな産業のまちづくり
 - ② 歴史と文化の薫り高い魅力あふれる観光のまちづくり
 - ③ 人が輝く活力あるまちづくり
 - ④ 生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくり
 - ⑤ 環境と共生した安心・安全なまちづくり
 - ⑥ 暮らしやすい機能的なまちづくり
 - ⑦ 持続可能な自治体経営ができるまちづくり
- (2) 当初予算においては、年間の事業計画等を検討のうえ、適正な見積もりを行うものとする。なお、年度途中における補正は、当初予算編成時に明らかでなかった制度改正、災害等に限り認めるものとし、各部局等が財源を捻出することを原則とする。

また、施設や設備の修繕等にあたっては、各施設等の状況を的確に把握し、年次毎の適正な修繕計画を作成のうえ、予算要求時点で設計を終え次年度に施工するなどの取組みを行い、年度途中における補正が生ずることがないように努めること。
- (3) 平成 27 年度当初予算と並行して、総合計画に基づく実施計画を策定するので、総合計画に掲げる施策の推進に重点を置き、徹底的な歳出の見直しを行い、予算配分の重点化・効率化に努めること。
- (4) 予算編成全般について、市民への説明責任を徹底するために、整備計画、活用計画等により、課題・問題点の整理、予算事業の実施による成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、予算要求額の積算内訳、予算の目的・必要性・効果等を明らかにすること。
- (5) 予算執行の実績を的確に把握し、平成 25 年度の予算・決算との差異の要因等を十分精査しつつ、その結果を予算要求に適切に反映すること。
- (6) 新たに必要な歳出を要求する場合は、積極的に既存事業を廃止するか既存事業費を削減のうえ、要求すること。
- (7) 予算全体について、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を図り、経費を削減すること。

- (8) 情報システムの新たな構築・改修等の経費については、運用経費や業務処理時間・職員の削減等を総合的に検討し、システム構築等の必要性・緊急性を精査すること。また、システムの保守・運用等に係る経費についても合理化・効率化を徹底すること。
- (9) 公の施設等については、「公の施設運用指針」に沿って、施設の効率的な管理運営、利活用を推進するとともに、管理が複数の部署にわたっている類似の施設については、関係部署で協議のうえ、委託料等の単価・積算基準の統一を図ること。
- (10) 主管部長を中心に事務事業の調整を行い、事業効果・必要性・緊急性を十分勘案し、施策の優先順位を的確に把握すること。また、要求に当たっては、原則として当該年度中に事業完了することを前提とし、事業完了が見込めないものについては、要求を見送ること。
- (11) 各事業については、事務の合理化のため統合再編を行い、事業数の縮減に取り組むこと。具体的には、団体負担金の一本化、施設管理経費の統合、類似事業のメニュー化による統合などを検討すること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

- ① 国の税制改正及び過去の実績等に十分留意し、年間見込み額を計上すること。
- ② 課税の適正化に努めるとともに、口座振替の促進や徴収体制を充実し収納率向上に努めること。

(2) 分担金及び負担金

事業の性格、受益の範囲、他市の状況等を十分勘案して負担割合の適正化を図ること。

(3) 使用料・手数料

過去の実績及び将来予測により利用（使用）者数を把握し、的確に見積もること。

なお、受益者負担の原則に則り、慣例となっている減免等の措置についても、見直しを実施すること。

また、徴収手続きについては、法令の定めどおり運用し、収入未収金の生じることのないよう十分注意すること。

(4) 国・県支出金

- ①国・県の予算編成、地方分権の推進等の動向を的確に把握するとともに、類似の補助制度についても調査・研究すること。
- ②要綱、要領等を収集し、対象事業、対象経費、補助（負担）の額や率等に誤りがないよう十分な注意をはらうこと。
- ③事務・権限移譲に伴い委託金等が見込まれる場合は、漏れなく計上すること。

(5) 財産収入

- ①市有財産の現状を的確に把握し、市全体で利活用を図るとともに財産貸付料の適正化を図ること。
- ②貸付財産、遊休土地等については積極的に売却を検討し、収入の確保に努めること。

(6) 諸収入

- ①諸収入のうち「使用料・手数料」の性格を有するもの（参加料・利用料・材料代・徴収金・各種検診手数料）については、受益者負担の原則により、見直すこと。また、徴収手続きについては、法令の定めどおり運用し、収入未収金の生じることのないよう十分注意すること。
- ②広報紙やホームページ、公共施設等への企業広告の導入等、新たな収入源の開拓を行うこと。

(7) 市債

- ①事業自体の必要性を十分検討し、償還金の地方交付税への算入等、有利な起債を選択すること。
- ②建設事業に係る起債の借入れについては、公債費の元金償還金（臨時財政対策債を除く）を超えない範囲とすること。

(8) 収入未済額の整理促進

一般会計の市税、市営住宅家賃、保育所・幼稚園の使用料や、特別会計の国保税、保険料、使用料、負担金及び運用基金における貸付金等の収入未済額については、市民負担の公平性の確保及び収入増を図る観点から、実効性、効率性のある積極的な整理対策を講じ、収入の確保を図ること。

3 歳出に関する事項

- 事務経費、施設管理経費等の経常的経費及び投資的経費については、財政課から配分する枠内での要求とし、どうしても不足する場合は、部内または支所内において調整すること。
- 平成27年度から支所機能充実に係る検討により、支所管内の予算要求に係る優先順位・個所付け権限、当該年度の要望事項等に対応する予算及び維持管理業務の予算の取り扱い、が変更になるので留意すること。

(1) 人件費

【要求基準】

過去の実績や、業務内容等を考慮し、縮減のうえ所要見込額で要求すること。

①報酬

- ・報酬とは地方自治法第203条に掲げる者に支給するものであり、支給額については、「天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいた報酬額で要求すること。
- ・非常勤特別職のうち、職種によっては社会保険料が必要となるので、計上漏れがないように留意すること。
- ・雇用創出・産業振興基金を活用した嘱託員については、基金の廃止に伴い、継続雇用は行わないこととする。
- ・非常勤一般職に係る報酬については、総務課と協議したうえで要求すること。

②職員給

- ・定員管理の適正化を一層推進し、職員手当を含め人件費の縮減に努めること。
- ・時間外勤務手当の縮減を図るため、適正な人員配置、事務配分及び計画的かつ効率的な執行形態を構築すること。

(2) 扶助費

【要求基準】

過去の実績、制度や基準額等の変更等を考慮し、縮減のうえ所要見込額で要求すること。

- ・法令等に基づくものについては、過去の実績等を勘案するとともに関係機関との連携を密にし、対象人員、単価等を的確に把握し、多額の不用額が生じないよう年間

所要額を適正に見積もること。

- ・制度改正等によって、扶助費の一般財源化や補助率の見直しが図られているため、国県の動向を十分把握して積算すること。
- ・市単独の扶助費については、所得制限を検討するなど早急に見直しを図るとともに、見直しの対象者となる住民への周知についても配慮すること。

(3) 物件費

【要求基準】

経常事業、政策事業を問わず、各部局単位で平成26年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。

一般財源を伴わない事業については、縮減のうえ所要見込額で要求すること。

①賃金

- ・単価については、「天草市臨時職員の任用等に関する取扱要綱」に定められた金額とする。
- ・職員削減の対応措置として、臨時職員の雇用が考えられるが、事務事業の見直しを行うことにより、安易な雇用は厳に慎むこと。また、積算にあたっては、雇用人員及び期間等の縮小に努め、経費の削減を図ること。
- ・日額雇用、時間雇用等の形態に留意の上積算すること。2ヶ月を超える雇用については、社会保険等の適用が生じるので、保険料が必要となることに留意すること。
- ・臨時職員賃金については、総務課と協議した上で要求すること。

②旅費

- ・人員、日数とも必要最小限に止めるとともに、県内の出張は、人数、宿泊に関係なく原則として公用車を活用し、定期的な大会や総会等への出席及び定期的・慣例的な視察研修については、差し控えること。
- ・議員等、非常勤の特別職が旅行する場合は、費用弁償として計上すること。
- ・自家用車、公共交通機関を利用した場合は、市内旅行であっても旅費が必要となる場合があるので留意すること。
- ・非常勤職員等に対し通勤に要する経費を支払う場合は、費用弁償で計上すること。

③需用費

- ・印刷物等については、配布先の把握を的確に行い印刷物が残らないように努めること。また、高速カラープリンタ・製本機等の活用により、職員で作成可能なものは、

極力庁内印刷を活用すること。

- ・ 庁内会議における通知文、会議資料については、印刷物による配布を控え、庁内イントラネットを有効に活用すること。
- ・ 複写機等使用に伴うカウンター料金は、すべて消耗品費に計上すること。
- ・ 食糧費については、社会通念の範囲を超えることのないよう留意のうえ、会議時間が昼食時にかからないよう工夫するなど、なお一層の節減に努めること。
- ・ 燃料費、光熱水費を要求する場合は、「光熱水費等調書」を提出すること。
- ・ 薬品等については、医療に使用される消耗品や薬品等は医薬材料費で計上し、それ以外の学校等の環境衛生のための各種薬剤等は、消耗品費に計上すること。
- ・ 支所機能充実に係る検討により、支所管内の主に市民が利用する公共施設（建物）の維持管理に係る消耗品費は、支所でまとめて計上すること。

④委託料

- ・ 施設維持管理委託等については、仕様書の見直しを行うとともに、競争入札を原則として予算計上すること。
- ・ 民間等へ委託可能な事業については、行政運営の効率化、市民サービス等に十分配慮し、人件費を含めたトータルコストの削減につながる場合は、積極的に委託化を推進すること。
- ・ 本来、職員でできる業務を、安易に委託している例があるので、委託すべきかどうか十分検討すること。
- ・ 職員の代替として委託による派遣等の予算については、総務課と協議した上で要求すること。

⑤使用料・賃借料

- ・ リース期間が過ぎた物品については、直ちに買い換えを行うのではなく、できる限り長期にわたって使用すること。
- ・ 複写機等の使用に関する支出科目については、別紙「支出科目に応じた予算科目計上について」を参考にして、適切な支出科目で予算要求すること。

⑥備品購入費

- ・ OA機器の購入については、今後の整備計画も含め情報政策課と十分協議の上、統一化を見据えた購入とすること。
- ・ 公用車の購入については、別紙「天草市公用車購入（リース）指針」に基づき検討し、管財課と協議したうえで要求すること。

(4) 維持補修費

【要求基準】

各部局単位で平成 26 年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。

・支所機能充実に係る検討により、支所管内の主に市民が利用する公共施設（建物）の維持補修に係る 50 万円以下の修繕料は、支所でまとめて計上すること。

・維持補修の内容により、修繕料ではなく、工事請負費等が適当な場合があるので、計上する節の選択は慎重に行うこと。

(5) 補助費等

【要求基準】

- ・保険料、公課費については、所要見込額で要求すること。
- ・償還金利子及び割引料は、各所属単位で平成 26 年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。
- ・報償費及び補助金は、各部局単位で平成 26 年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。
- ・事業費補助金と人件費に係る補助金は明確に区分の上要求すること。
- ・負担金については、各負担金単位で平成 26 年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。

① 負担金及び補助金

・天草市行政改革審議会からの「補助金・負担金の見直しに関する提言（平成 20 年 9 月付け）（ライブラリ掲載）」（以下「提言」という。）を再度熟読のこと。また、「提言」における「補助金・負担金見直し基準」及び「補助金・負担金交付基準（案）」（以下「交付基準（案）」という。）により、引き続き、行政の責任分野、経費負担のあり方、並びに必要性・効果を明確にし、公正・公平で透明性を確保する観点から見直すこととし、特に以下の点については重点的に検討すること。

ア) 客観的に見て公益上必要性があるか。

イ) 社会情勢等の変化により、補助目的が適切でなく、事業効果が薄れていないか。

ウ) 団体負担金については、当該団体に加盟しなければ市政に支障を来す場合以外は、脱会・脱退する。

- エ) 「提言」を踏まえて、引き続き、単独事業補助は、原則として対象経費の2分の1以内に見直すこととする。
- フ) 団体等の決算剰余金が補助金を上回る場合等は、休止又は減額する。
- カ) 終期が設定されていない場合は、3年以内の終期を設定し、新規事業についても3年以内の終期の中で事業化を図る。
- キ) 補助金については、「交付基準(案)」に基づいて補助要綱を作成し、補助の目的、補助対象となる経費や補助率を明確にしたうえで要求する。
 - ・ 団体運営費補助については、「団体の決算書」を予算要求書と併せて提出すること。
 - ・ 会議出席負担金のうち、懇親会に係る分については個人負担とする。ただし、市長等の代理出席の場合は別途協議する。
 - ・ 補助金については、平成28年度以降の縮減に向けて、補助先との協議を開始すること。

②報償費

- ・ 制度開始から長期間経過したもの、過剰と思われる事業については、必要性を含めて廃止等を検討すること。
- ・ 社会通念上から判断して、その功労が特に市として謝意を表すものである場合においては、報償費より記念品を支出することが適当であるが、それ以外の参加賞等は、消耗品費により支出すること。また、研修会、講演会等の講師謝金については、別途基準により要求すること。

(6) 投資的経費

【要求基準】

- ・ 各部局、支所単位で財政課から配分する枠の範囲内の額で要求すること。
- ・ 次に掲げる事業については、縮減を十分検討のうえ所要額を要求できるものとする。
 - 天草広域連合負担金のうち消防無線デジタル化事業費負担金【防災危機管理課】
 - 防災行政無線整備事業【防災危機管理課】
 - 天草市庁舎建設事業【庁舎建設推進室】
 - 天草エアライン航空機購入事業【地域政策課】
 - 汚泥再生処理センター整備事業【環境施設課】
 - 熊本天草幹線道路連絡街路整備事業【都市計画課】
 - (仮称) 本渡東小学校建設事業【教育総務課】
 - (仮称) 有明小学校建設事業【教育総務課】

- ・公共投資に関する国県の動向等を十分把握し、本市の将来を視野に入れ、重点的かつ効率的な投資が行われるよう優先順位の厳しい選択を行うこと。
- ・費用対効果分析等による事業評価を活用し、計画中の事業であっても、中止、見直しを含め、事業の厳格な選択を行うこと。
- ・あらゆる事業において、民間手法、民間資金等活用事業（PFI）の活用や規格の見直し等を進めるとともに、既存ストックの有効活用や事業間の連携によりコスト削減に努めること。
- ・施設の営繕等については、補正予算等で緊急に実施することのないように計画的な維持管理に努め、新規に公の施設等を建設、大規模改修する場合は、「管理運営計画」を提出すること。
- ・積算根拠は業者からの見積もりのみではなく、市による設計もしくは支援業務による設計書等による積算で要求すること。
- ・修繕・改修等の要求をする場合は、建設及び従前の改修時に交付された国県補助金の返還等の必要がないかを確認の上、「施設等維持管理台帳」を提出すること。
- ・支所機能充実に係る検討により、以下の事業については、配分された枠内で優先順位の高いものから整備をしていくため、各支所で整備箇所等の優先順位付けを行ったうえで要求すること。

(対象事業)

- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| ・農業施設原材料支給事業 | ・土地改良事業補助金 | ・単独漁港整備事業 |
| ・漁港維持補修事業 | ・市道改良単独事業 | ・市道維持補修事業 |
| ・橋梁維持補修事業 | ・排水路等整備事業 | ・河川整備単独事業 |
| ・河川維持事業 | ・港湾改修単独事業 | ・港湾施設維持補修事業 |

(7) その他

【要求基準】

- ・「繰出金」及び「投資、出資及び貸付金」については、平成26年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。
- ・「積立金」については、原則として、基金の運用利息分のみを要求すること。

6 特別会計に関する事項

- (1) 特別会計の予算編成については、一般会計に準ずるとともに、独立採算を旨としてさらなる経費の節減、合理化を図り、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないよう、適切かつ健全な運営に努めること。

- (2) 繰出金の要求については、平成26年度当初予算額を上限とし、積算にあたっては、基準内、基準外を明確にしておくこと。

7 歳入歳出予算見積書作成に関する留意点

- (1) 各課で予算要求の概要をまとめた「予算要求調書」を提出すること。
- (2) 歳入見積書の「歳入説明」欄には、歳入の説明・内容、根拠法令、補助率・負担率を入力すること。
- (3) 歳出見積書の「事業内容」欄には、当該年度の事業の内容・説明、財源内訳、負担割合等を、「事業の目的・効果」欄には、事業の目的、効果、全体の事業計画、根拠法令等を入力すること。また、補助事業の場合は、「補助基本額」を、事業が複数年度にわたる場合は、「開始年度・終了年度」「全体事業費」を入力すること。
- (4) 歳入歳出ともに「積算」欄には、総額をまとめて入力するのではなく、詳細な積算根拠を入力すること。
- (5) 「財源充当」「財源内訳」欄には、その事業に充当する特定財源と金額を入力すること。
- (6) 入力期間を過ぎてからの要求は、一切受け付けないので、期限を厳守すること。

8 予算編成事務日程及び予算要求書等の提出部数

(1) 入力期間

平成26年10月8日（水）～10月30日（木）

(2) 要求書等提出日

平成26年10月31日（金）

(3) 提出部数

歳入歳出予算要求書・・・1部 各調書、添付資料・・・・・・1部

※歳入歳出予算要求書、各調書、添付資料は財政課各担当が必要部数をコピーします。

※全て、片面印刷（A4版）とし、ホッチキス止めをしないこと。

※課ごとに取りまとめ、係ごとに「見積事業一覧表」を添付するとともに、歳入予算要求書も併せて提出すること。

(4) ヒアリング

★政策経費については、実施計画ヒアリングと併せて総合政策部ヒアリングを実施
：平成26年11月

財政課担当ヒアリング：要求書提出後、順次実施予定（各担当から連絡）

財政課長ヒアリング ：12月上旬からの予定（別途通知）

部長ヒアリング以降は、1月上旬からの予定（別途通知）